

# 北埼玉地域農林水産業振興計画

加須農林振興センター

令和3年6月

# 目 次

目 次	1
序章 はじめに	
1 策定趣旨	3
2 目標年度	3
第1章 地域の農林水産業・農山村の姿	
1 地域の概要	4
2 農林水産業・農山村の現状と課題	
（1）農林水産物の供給・消費	5
（2）農業	5
（3）農山村	6
（4）イノベーションの導入	6
3 地域の基礎データ	7
第2章 目指す地域の姿	
1 農林漁業者の経営能力を生かした競争力の高い農林水産業の実現	
（1）農業者	8
2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農業経営に立脚する、 持続性の高い農業の実現	
（1）農地の生産基盤	8
（2）イノベーション	8
（3）リスクへの対応	8
3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農林水産業及び農山村の実現	
（1）農山村の活性化	9
（2）多面的機能の発揮	9
4 需要に対応し、消費者に信頼される良品質かつ安全・安心な農林水産物 を安定供給できる農業の実現	
（1）農産物の供給	9
第3章 取組の展開方向	
1 多様な担い手の育成及び確保	
（1）関係市・団体	10
（2）取組内容	10
（3）数値目標	11

2	優良農地の確保及び有効利用	
(1)	関係市・団体	11
(2)	取組内容	11
(3)	数値目標	13
3	生産基盤の整備	
(1)	関係市・団体	13
(2)	取組内容	14
(3)	数値目標	14
4	農産物の安定供給	
(1)	関係市・団体	15
(2)	取組内容	15
(3)	数値目標	19
5	イノベーションの促進	
(1)	関係市・団体	20
(2)	取組内容	20
(3)	数値目標	20
6	農林水産業を核とした活力ある地域づくり	
(1)	関係市・団体	21
(2)	取組内容	21
(3)	数値目標	21
	<参 考>	
	北埼玉地域農林水産業振興計画に関する指標	22

## 序章 はじめに

### 1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に定める基本理念に則り、「埼玉県農林水産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和3年3月に策定しました。

この基本計画の策定を受けて、北埼玉地域で実施する取組や指標を「北埼玉地域農林水産業振興計画」として整理しました。

農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民のみなさまの御理解と御協力をいただきながら、北埼玉地域の農林水産業を振興するための取組を推進してまいります。

### 2 目標年度

令和7年度



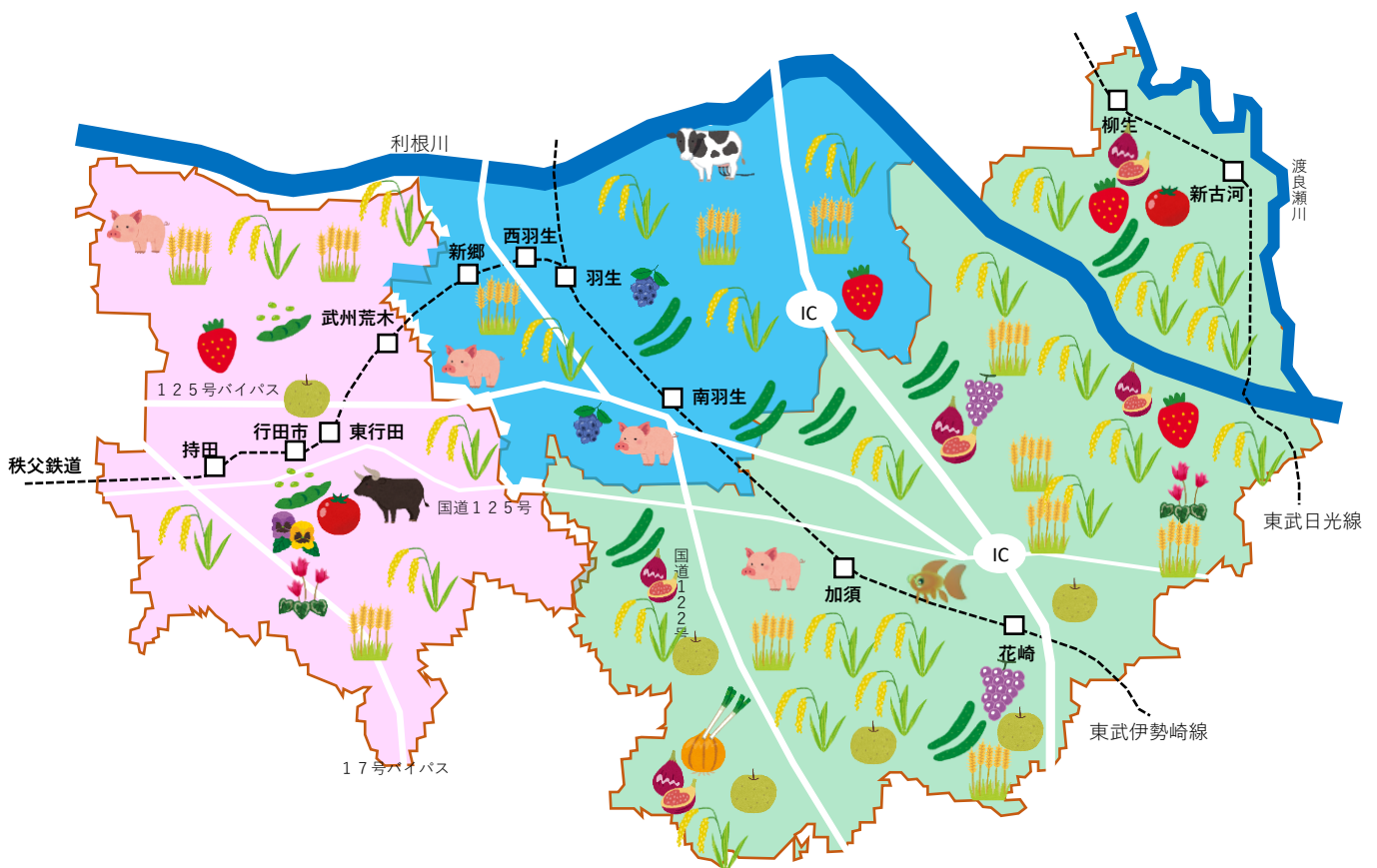
## 第1章 地域の農林水産業・農山村の姿

### 1 地域の概要

北埼玉地域は、埼玉県の北東部、都心から50～60km圏に位置し、標高16m前後の平坦地です。耕地面積は約12,110haで、県全体の約16%を占めています。

当地域は、肥沃な土壌と豊かな水に恵まれ、水稲の作付が県全体の約26%を占める県内随一の穀倉地帯となっています。

また、麦類や施設野菜（きゅうり、トマト、いちご）、果樹（なし、いちじく）、花きなど、多彩な農産物が生産されるとともに、養豚などの畜産や養魚なども行われています。



## 2 農林水産業・農山村の現状と課題

### (1) 農林水産物の供給・消費

都心から 60km 圏内に位置し、その立地条件から地元住民はもとより東京をはじめとする首都圏への食料供給基地としての役割も担っています。しかし、大消費地に近いという「地の利」を十分に生かしきれていません。そこで、地産地消や食品産業との連携による需要の取り込みや高付加価値化を展開し、これを一層推進していく必要があります。

また、近年普及を始めた S-GAP については、徐々に取組が広がっていますが、更なる拡大が課題となっています。食品表示の適正化を図る取組の継続等と併せて、引き続き、県産農林水産物の安全性への信頼確保を図っていくことが重要です。

### (2) 農業

北埼玉地域は、水田面積が県全体の 4 分の 1 を占める水田地帯で、農業産出額では米が最も多く主穀経営が主要な地域です。主穀経営では近年、農地中間管理事業等により担い手への農地の集積・集約が進みつつあり、担い手の経営面積が拡大しています。規模拡大に伴い法人化も進み、農業法人の 4 割を主穀経営が占めています。

また、園芸品目として野菜経営においては、きゅうり、トマト、いちご、なす等の施設野菜、果樹経営においては、なし、いちじく等が産地化されています。

担い手の多くは高齢化してきており、後継者の就農を目指した経営発展のために、収量・品質の向上が課題となっています。

また、主穀経営体が経営発展の一環として露地野菜栽培に取り組む事例や、新規に露地野菜を始める経営体が見られ、技術の習得と生産の安定化が課題となっています。

その他、畜産、花き等の多彩な経営が営まれており、経営体個別の課題に対応した支援が必要となっています。

管内の新規就農者は令和 2 年度は 29 人で、毎年 30 人弱の人数が就農しており、引き続き同様の人数を確保する取組が必要です。また、毎年数人の新規参入独立就農者を確保しており、早期の経営安定が望まれます。さらに、就農後や担い手の相互研鑽の場として、青年農業者や農業女性等の情報交換、交流を進める必要があります。

農業法人は令和 2 年度末で 111 法人であり、毎年 7 法人程度増えています。意欲ある経営体の経営発展のため法人化は必要な手段であり、6 次産業化も併せて、個別の経営課題に応じたきめ細かい相談を行うことが求められています。

そこで、農業経営の活性化等地域農業の中核となる多彩な担い手の育成確保を図るため、農業経営の法人化を更に進め、新規就農者の確保・育成や認定農業者の支援のほか、女性や企業等の多様な人材・主体の活躍を推進することが必要です。あわせて、農地中間管理事業をフル活用することにより、担い手へ農地を集積・規模拡大や農地の有効活用を図るとともに、先端技術を活用したスマート農業などの技

術的なイノベーションに積極的に取り組み、また低コストなほ場整備等を推進する必要があります。

加えて、施設野菜や果樹等の園芸作物については、生産性の向上、販売力の強化や商品開発等を通じて収益の向上を図り、産地の維持発展を図る必要があります。

### (3) 農山村

地域の住民が主体となって農村の美しい景観や水環境を保全する取組が各地で開始されています。

今後は、地域住民とともに都市住民、NPOなど多様な主体の理解や参加を促しながら、農業・農村の多面的機能が十分発揮されるよう共同活動の定着、拡大を図る必要があります。

こうした中であって、地域資源を生かした観光農園などの多彩な農林水産業や、農山村の多面的な機能を県民に伝える取組が展開されており、更なる推進を通じて農山村の活性化を図っていくことが重要です。

農地については、全体の面積が長期的に減少を続ける中、農地を有効に利用するための遊休農地の解消・活用、担い手への集積・集約化、基盤整備等の取組が進展しており、これらを更に進める必要があります。

### (4) イノベーションの導入

管内は水田面積が耕地面積の86%を占める中、高齢化による耕作者の減少と中間管理事業の進展により、主穀作大規模農業経営体への農地の利用集積が急速に進んでいます。

一方、ほ場管理システムやドローン等、スマート農業技術の発展は目覚ましく、管内でも導入が進んでおり、管内では北埼玉スマート農業研究会が令和元年度に設立され、管内担い手農業者による情報共有の場として機能しています。

主穀作大規模農業経営体は、想定外の早さで進む大規模化に対応するため、直播栽培等の省力・低コスト技術の導入や、雇用労働力の有効活用のための新品目の導入、スマート農業技術の活用が喫緊の課題となっています。

また、将来的には、さらなるコスト低減のために作業受託や農機シェアリング等の経営体間の協同・連携が望まれます。また、中川上流地域での高収益作物の導入が求められています。



ドローンによる播種



スマート農業実演会

### 3 地域の基礎データ

	項目	北埼玉地域	県内割合	備考			
				行田市	加須市	羽生市	埼玉県
全般	①総人口	249,216人	3.43%	82,113	112,229	54,874	7,266,534
	②総面積	25,943ha	6.88%	6,749	13,330	5,864	379,775
農業	③農業就業人口	7,236人	12.4%	1,687	4,309	1,240	58,575
	うち基幹的農業従事者	6,061人	11.9%	1,350	3,629	1,082	50,812
	④農家						
	i 主業農家数	731戸	9.72%	167	465	99	7,518
	ii 準主業農家数	1,091戸	15.03%	245	699	147	7,258
	iii 副業的農家数	3,447戸	15.69%	818	1,846	783	2,1967
	⑤農業法人数	104法人	9.22%	27	45	32	1,128
	⑥認定農業者数	714人	14.23%	211	274	229	5,017
	⑦耕地面積	12,110ha	16.26%	3,050	6,520	2,540	74,500
	うち田面積	10,380ha	25.13%	2,660	5,560	2,160	41,300
畑面積	1,729ha	5.21%	388	959	382	33,200	
⑧農業産出額(推計値)	うち米	1,688千万円	9.60%	374	925	389	17,580
	野菜	1,484千万円	40.11%	241	555	192	3,700
	畜産	326千万円	3.91%	37	183	106	8,330
	畜産	205千万円	7.85%	47	86	72	2,610
水産	⑨養殖業経営体数	42経営体	31.58%	11	20	11	133
	⑩養殖面積	826a	27.63%	142	542	142	2,989

(注) 出典

- ① 総務省 平成27年国勢調査
- ② 国土地理院 全国都道府県市町村別面積
- ③④ 農林水産省 2015 センサス
- ⑤⑥ 当センター調べ(令和元年度)
- ⑦ 農林水産省 作物統計調査(令和元年度)
- ⑧ 農林水産省 市町村別農業産出額(推計)(平成30年)
- ⑨⑩ 県生産振興課調べ(平成30年度)



## 第2章 目指す地域の姿

### 1 農業者の経営能力を生かした競争力の高い農林水産業の実現

#### (1) 農業者

- ア 認定農業者や法人の経営発展により、効率的かつ安定的な農業経営の拡大を目指しています。
- イ 自立就農や農業法人への就職就農が進み、農業生産を維持・発展することができる新規就農者を確保しています。
- ウ これまで農業をけん引してきた農業者に加え、若者、女性、高齢者、企業等の多様な人材等が活躍しています。

### 2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農業経営に立脚する、持続性の高い農業の実現

#### (1) 農地の生産基盤

- ア 農業を維持・発展させる上で必要な農地面積が確保され、ほ場整備の進展等により農地の生産性が向上しています。
- イ 農地の集積・集約化が進展して農業経営が効率化するとともに、遊休農地の解消を進め、耕地をフル活用しています。

#### (2) イノベーション

- ア 農林水産業への先端技術の導入が広く進み、生産性の高い農林水産業が展開されています。
- イ 主穀作経営における作業の効率化・省力化を図るため、スマート農業技術の実証とその普及を図っています。
- ウ 施設野菜栽培において、新たな環境制御技術の普及等により単収と品質の向上を図っています。

#### (3) リスクへの対応

- ア 自然災害に備えた農業関連施設の強靱化、家畜防疫体制の強化等が進み、危機的事態の発生を最大限に予防しています。
- イ 過去の対応における教訓や知見が共有され、危機対応への準備が整えられています。
- ウ 農業保険や経営所得安定対策等の普及が拡大し、農業経営におけるセーフティネットが構築されています。
- エ 鳥獣害及び病虫害防止対策が進み、被害の軽減が図られ、農林業者が安心して生産活動を行っています。
- オ 近年の気象変動に対応し、主穀栽培の技術が見直され収量・品質の安定と向上を図っています。

### 3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農林水産業及び農山村の実現

#### (1) 農山村の活性化

ア 農山村における生活環境の整備等が進み、都市からの移住が増加し、従来からの住民とともに安心して住み続けられる地域が実現されています。

イ 地域資源を活用した6次産業化、体験農園、観光農園等により、農業者の所得が向上するとともに、農村の賑わいが生まれています。

#### (2) 多面的機能の発揮

ア 農地や農業水利施設の維持保全に関する地域の共同活動が活発に行われ、洪水防止、水源涵養、景観形成等の機能が十分に発揮されています。

イ 農山村のコミュニティが維持され、都市と農山村の地域間交流が活発化し、文化の伝承、保健休養・やすらぎ等の機能が十分に発揮されています。

### 4 需要に対応し、消費者に信頼される良品質かつ安全・安心な農産物を安定供給できる農業の実現

#### (1) 農産物の供給

ア 生産基盤の整備や先端技術の普及とともに、機械・施設の整備等も継続され、県民に食料を安定供給できる生産力が確保されています。

イ ブランド価値を含め国内外の市場における埼玉県産農産物の評価が高まり、首都圏はもとより、海外においても販売が広がっています。

ウ 地元農産物が、農産物直売所、量販店等の県産農産物コーナー、飲食店、学校給食等を通じて県民に提供され、地産地消の行動が浸透しています。

エ 都市的地域と農山村地域が近接し、食品産業、福祉、医療など多様な事業者との連携が可能な地理的条件の強みを生かし、付加価値の高い多様な商品やサービスが提供されています。

オ G A Pの取組の農業者への浸透等を通じて、食品の品質や安全性に係る消費者からの信頼が一層向上されています。



主穀のS-GAP 実践農場



6次産業化による商品

### 第3章 取組の展開方向

#### 1 多様な担い手の育成及び確保

地域農業を支える担い手を育成・確保するため、法人化志向農業者の発掘や経営相談、経営分析等により農業経営の法人化を円滑に進めます。

また、新規就農者や新規参入希望者に対する研修や農業法人とのマッチング支援等により、新規就業を促進します。

##### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び各農業委員会、ほくさい農業協同組合、公益社団法人埼玉県農林公社、北埼玉明日の農業担い手育成塾、県農業大学校 等

##### (2) 取組内容

###### ア 収益性の高い農業経営体の育成

- (ア) 地域農業の担い手となる認定農業者を確保するため、市と連携して、自ら経営改善を図ろうとする農業者を支援します。
- (イ) 経営発展に向けた支援を効果的に実施するため、認定農業者による情報連絡体制を構築します。
- (ウ) 農業経営の法人化を推進し、収益性が高い企業的な農業経営体を育成します。
- (エ) 規模拡大などの経営発展を図るため、法人を対象に雇用支援制度の活用や情報提供などにより雇用労働力の導入を支援します。

###### イ 次代を担う新規就農者の確保・育成

- (ア) 就農相談窓口の充実を図り、就農に関する広範な相談から青年等就農計画の作成・技術的課題、資金などの具体的な相談まで、相談者の準備状況に応じたアドバイスを行います。
- (イ) 県農業大学校や北埼玉明日の農業担い手育成塾の機能を生かし、新規参入者に対して効果的な研修の実施と支援を行います。
- (ウ) 就農間もない新規就農者等に対し、集合研修やマンツーマン指導などスキルアップを支援します。

###### ウ 多様な担い手の育成

- (ア) 農業参入を希望する企業に対して、各市と連絡を密に相談を行い、参入支援、定着支援を行います。
- (イ) 農業女性に対して、栽培の基礎技術の理解や、経営に参考となる研修を行い、農業経営のスキルアップを支援します。

### (3) 数値目標

(基本計画指標名)			
農業法人数	104 法人 (令和元年度)	→	138 法人 (令和7年度)
新規就農者数	28 人/年間 (令和元年度)	→	29 人/年間 (令和7年度)
(地域指標名)			
新たな種子生産者の育成			2 人 (令和3年度～令和7年度)

## 2 優良農地の確保及び有効利用

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等をフル活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び各農業委員会、ほくさい農業協同組合、公益社団法人埼玉県農林公社 等

### (2) 取組内容

#### ア 優良農地の確保

- (ア) 各市の農業振興地域整備計画の定期的な見直しを促進します。
- (イ) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農用地利用計画の変更基準の適切な運用を行います。また、農地法に基づく農地転用許可基準の適切な運用を行います。
- (ウ) 農地パトロール等を通じて、不法盛土など違反転用への対策を実施します。また、営農型太陽光発電施設など営農の継続が必要な事業について、適切に事業が行われ、農業者の所得向上等が図られるよう、農地法に基づく指導や制度内容の周知等を行います。
- (エ) 農地転用許可権限の移譲を希望する市に対して説明会を行うとともに、要望に合わせて支援を行います。

#### イ 農地の有効利用

- (ア) 担い手への農地の集積・集約化など地域の人と農地の問題の解決を図るため、実質化された人・農地プランの作成や実行を支援します。

- (イ) 農地中間管理事業について、市、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、ほくさい農協、管内土地改良区等が連携し、推進会議による情報共有、重点推進地区の設定、地域の実情を踏まえた農地の受け手・出し手の掘り起こし等を行います。



担い手への農地集積に向けた  
地域の話し合い

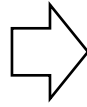
- (ウ) 農地中間管理事業のほか、利用権設定等促進事業や、農地等の利用の最適化の推進を所掌する農業委員会によるあっせんなど、地域の状況に適した手法も活用し、認定農業者や農業参入企業など担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- (エ) 農地の集積・集約化と、畦畔除去による区画拡大等の耕作条件の改善や、農業用排水施設の整備を連携させた取組を推進します。
- (オ) 農業参入企業など担い手が利用し得る農地の情報の集約・活用や、全国的な農地情報システムの活用等を通じて、効率的に農地の集積・集約化を促進します。

#### ウ 遊休農地の発生防止・解消・活用

- (ア) 人・農地プランの作成・見直しを行う中で、遊休農地の発生防止・解消・活用の方策検討を促進します。
- (イ) 遊休農地の所在等を明確にするために農業委員会が行う利用状況調査、市・農業委員会が行う荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する指導を促進します。
- (ウ) 農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を促進し、規模縮小を志向する農家等が所有する農地の遊休化の防止を図ります。
- (エ) 農地耕作条件改善事業による農地整備と併せた遊休農地の再生、農地中間管理事業や農地利用に係る法制度の活用等を通じて、遊休農地の解消・活用を進めます。
- (オ) 遊休化が懸念される農地について、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となりうる農業参入企業等による利用を調整します。



遊休農地再生前



遊休農地再生後

### (3) 数値目標

(基本計画指標名)			
担い手への農地集積率	38.4%	→	51.8%
	(令和元年度)		(令和7年度)
遊休農地解消・活用面積	156.0ha		
	(令和3年度～令和7年度)		

## 3 生産基盤の整備

生産性の高い農業を実現するため、ほ場整備の推進により区画拡大を図るとともに、老朽化が進行する農業水利施設の計画的な補修・更新を行い、施設の維持管理費軽減を図ります。

### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び各農業委員会、管内14の土地改良区、公益社団法人埼玉県農林公社、等

### (2) 取組内容

#### ア ほ場整備の推進

- (ア) 地域の話し合いにより農地の貸し借りの意向などを明確にした計画を策定し、それに基づく基盤整備を実施します。
- (イ) 地域の目指す営農を実現するため、作付品目の特性や、水田地帯か畑地帯かなどの地域の実情に応じた効果的な基盤整備を進めます。
- (ウ) 換地により区画を再配置する通常のは場整備のほか、畦畔除去による区画拡大や既存の道路の拡幅などを行う埼玉型ほ場整備、区画拡大を主に行う農地中間管理機構営事業など、地域の実情に適した手法により基盤整備を加速させます。

#### イ 農業水利施設の計画的な整備と保全管理

(ア) 農業水利施設について、計画的な補修・更新により、費用の平準化及び施設の長寿命化を図るため、「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」の定期的な見直しを行います。

(イ) 実施方針に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新や、新規整備を行います。

#### ウ 土地改良区の財務体制の強化

(ア) 土地改良施設を管理する土地改良区について、計画的な施設の更新や事業費負担の平準化を目指すため、適切な資産評価と複式簿記の導入等により財務体制の強化を進めます。

### (3) 数値目標

(基本計画指標名)	
基盤整備面積	6,148ha → 6,335ha (令和元年度) (令和7年度)
(地域指標名)	
複式簿記の導入組織	10改良区 (令和3年度～令和7年度)

## 4 農産物の安定供給

良品質かつ安全・安心な農林水産物の安定供給を行うため、生産体制を整備するとともに、安全管理を通じて消費者の信頼確保を図ります。また、県産農産物を購入する場の拡大等を通じて、地産地消を促進します。

### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び各農業委員会、各農業再生協議会、ほくさい農業協同組合、公益社団法人埼玉県農林公社、各作物の生産組合 等

### (2) 取組内容

#### ア 米の振興

(ア) 気候変動に対応した高温対策技術や、品種ごとの特性を踏まえた適正な栽培管理の徹底を推進し、品質・収量の安定を確保します。

(イ) 地域の水田農業を支える担い手への農地利用の集積と集約を図り、ほ場条件の改善と作業の効率化を進めます。



- (ウ) 水田農業経営の大規模化を促進するとともに、ドローン、GNSS（衛星測位システム）を活用した自動操舵などの先進技術、省力・多収生産技術の導入を進め、生産コストの低減を図ります。
- (エ) 近年、需要が拡大している外食・中食向けの業務用米に対応した生産を促進します。また、需要に応じた主食用米の生産に加え、飼料用米や米粉用米などの新規需要米、加工用米の導入を推進するなど、水田農業経営の安定化を図ります。
- (オ) 農作物共済、収入保険等の水田農業経営に対するセーフティネットへの加入を促進するとともに、経営所得安定対策等の制度に関する情報など生産者が必要とする情報を発信します。
- (カ) 集落営農組織や多面的機能支払交付金活動組織等への支援により、地域の水田農業の環境保全に努めます。

## イ 麦の振興

- (ア) 実需者の求める特性や用途に対応した品種への誘導を行うとともに、需要に応じた生産ができるよう、単収の向上と作付面積の確保を図ります。
- (イ) 高品質・安定生産のため、品種特性を踏まえた基本技術の励行などを促進します。
- (ウ) 先進技術・省力化技術の導入や農地の集積・集約化を促進するとともに、経営所得安定対策等交付金を活用した水田における二毛作等の作付拡大を推進します。



ビール麦の刈取り

## ウ 大豆の振興

- (ア) 実需者が求める安定した生産量・品質を確保するため、湿害対策や病害虫防除などの基本技術の励行を促進し、単収の確保を目指します。また、ドローン等を活用した省力・低コスト技術を推進します。
- (イ) 経営効率化のため、優れた経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、経営所得安定対策を推進し、生産者の安定的な経営を支援します。
- (ウ) 在来大豆については、地域ニーズに合わせた生産を促進します。



在来大豆（行田在来）の豆腐



## エ 野菜の振興

- (ア) 野菜産地の強化を図るため、新規就農者の確保や生産拡大・高品質化につながる機械・施設の整備を支援します。
- (イ) 施設野菜においては、ハウス環境制御技術の向上などにより、単収向上を図ります。
- (ウ) 産地と実需者等との連携による契約栽培取引を促進します。また、食品などの加工製造に関わる企業などと連携し、品目、品種や規格などに対する実需者ニーズに対応できる産地づくりを促進します。
- (エ) 特徴ある品種や品目の導入を支援し、消費者ニーズに即した野菜の生産拡大をさらに促進します。
- (オ) 水田を活用した農業経営の高収益化を図るため、排水改良を中心とするほ場整備を行い、野菜の導入を促進します。

## オ 果樹の振興

- (ア) なしの新植・改植により需要を踏まえた品種転換を促進し、併せて省力化樹形導入等による生産性の向上を図ります。
- (イ) いちじくについては、雨除け栽培等により生産性の向上を図り、産地の維持発展を促進します。
- (ウ) 果樹産地の維持・存続に向け産地ごとに具体的な目標を定めた産地計画に基づき、新たな担い手の育成研修や農地中間管理事業等の活用により、優良園地を次世代へ引き継ぐ仕組みづくりを推進します。
- (エ) 品種のリレーにより出荷期間の延長を図り、安定的な供給による産地ブランドの更なる強化を進めます。
- (オ) 高付加価値化と周年販売につながる加工品の開発を促進します。



なしのジョイント栽培



いちじく栽培

## カ 水産養殖業の振興

- (ア) 観賞魚市場の取引から関係団体と生産者間で市場情報の共有化を進め、実需者ニーズに対応した安定出荷を進めます。
- (イ) 生産者の特色ある水産動物のブランド力の向上を支援し、商品の差別化を促進します。
- (ウ) 養殖衛生技術の徹底を進め魚類防疫体制の強化を図ることで、観賞魚の輸出を支援します。



キンギョの競り風景

## キ 環境に配慮した農業の振興

- (ア) 環境に配慮した持続可能な農業への取組者に対し、国の環境保全型農業直接支払制度に基づく補助事業の情報提供などの支援を行います。また、有機JAS認証制度や特別栽培農産物認証制度等を活用した農産物の生産に係る支援、エコファーマー導入計画策定の助言や技術指導等を行います。

## ク 農業の6次産業化等の促進

- (ア) 農業の6次産業化に取り組む農業者等に対し、経営ビジョンを明確にするための事業計画の作成を支援するとともに、計画の実現に向けた経営改善や6次産業化に取り組む上での課題解決について、専門家の派遣等を通じて支援します。
- (イ) 農業者と食品加工業者、流通・販売業者等のマッチングを支援し、農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発や販路開拓などに取り組む、食品産業と連携した6次産業化や農商工連携の取組を促進します。



バイヤーとの商談風景



農産物を活用した  
アイスクリーム

## ケ 地産地消の促進

- (ア) 県産農産物の県内流通も含めた出荷体制の整備を支援し、量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進します。
- (イ) 県産農産物を取り扱う小売店や飲食店等の「県産農産物サポート店」としての登録を進めるとともに、主原料に100%県産農産物を使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めるなど、県民が県産農産物を身近で購入できる機会を増やします。



ふるさと認証職食品

## コ 消費者の信頼確保

- (ア) 県産農産物への信頼性を高めるため、食品安全、労働安全、環境保全、の視点を取り入れるとともに、取り組みやすさを重視したS-GAPの普及を図ります。
- (イ) S-GAPの集団評価を促進するため、農協、生産者組織と連携した推進体制の構築、啓発資料の作成や研修会の開催等の支援を行います。



S-GAP ガイドブック



S-GAP 実践農場の整理された農薬庫

(3) 数値目標

(基本計画指標名)	
需要に応じた野菜の作付け拡大面積	11.4ha (令和3年度～令和7年度)
契約野菜対応型野菜産地の育成	3地区 (令和3年度～令和7年度)
新たに農業の6次産業化により開発された商品数	20品目 (令和3年度～令和7年度)
県産農産物コーナー新規設置店舗数	5店舗 (令和3年度～令和7年度)
県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数	56経営体 → 165経営体 (令和元年度) (令和7年度)
(地域計画指標名)	
水田転換作物の栽培面積拡大	1,298ha → 1,700ha (令和元年度) (令和7年度)
大豆の単収(10aあたり)増加	57kg/10a → 95kg/10a (令和元年度) (令和7年度)

## 5 イノベーションの促進

農林水産業の従事者が高齢化又は減少する中、作業の「省力化」・「効率化」による規模拡大や経営の高度化、これまでの経験や勘として培われてきた技術・知識の「見える化」を通じて、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業を促進します。

### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び各農業委員会、各農業再生協議会、ほくさい農業協同組合、北埼玉スマート農業研究会 等

### (2) 取組内容

#### ア 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進

- (ア) 耕種農業については、土地利用型農業へのドローン、GNSS（衛星測位システム）を活用した自動操舵などの先進技術導入を促進します。
- (イ) 施設園芸農業については、県の事業等を活用して統合環境制御装置の導入、多様なセンシング技術やIoT機器を活用したシステムの導入を支援します。
- (ウ) 果樹園芸農業については、省力化樹形と自動防除機等を導入する未来型果樹園を推進します。

### (3) 数値目標

(基本計画指標名)

スマート農業技術の導入件数

23件

(令和3年度～令和7年度)



自動走行田植機



## 6 農林水産業を核とした活力ある地域づくり

日本型直接支払制度を活用した地域の共同活動による農道、農業用排水路等の維持管理・保全などを通じて、農業・農山村の多面的機能の向上・発揮を図ります。

### (1) 関係市・団体

行田市、加須市、羽生市及び管内 65 活動組織(令和 2 年度現在)

### (2) 取組内容

#### ア 農業・農山村の多面的機能の発揮

- (ア) 環境保全型農業に取り組む地域では、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業の技術向上や理解促進に関する活動を促進します。
- (イ) 先進地事例やモデル地区の活動の紹介を通じて、地域の共同活動が農地集積に有効な手段であることをPRします。
- (ウ) 多面的機能支払交付金の活用により、地域住民の参加による農道や水路法面の草刈りや軽微な補修、植栽や生態系保全活動等の共同活動を支援し、農地等の保全・管理の面から担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

### (3) 数値指標

(基本計画指標名)

多面的機能を発揮する共同活動の  
実施面積割合(カバー率)

33.3% → 38.0%  
(令和 2 年度) (令和 7 年度)

多面的機能支払交付金を活用した取組



小学生田植体験



水路の草刈

【参考】

＜北埼玉地域農林水産業振興計画に関する指標＞

● 埼玉県農林水産業振興基本計画で示した指標への対応

基本計画 指標番号	基本計画指標名	県の目標値	地域の目標値
3	農業法人数	1,128法人 → 1,500法人 (R1) (R7)	104法人 → 138法人 (R1) (R7)
4	新規就農者数	321人/年間 → 330人/年間 (R1) (R7)	28人/年間 → 29人/年間 (R1) (R7)
5	担い手への 農地集積率	30% → 42% (R1) (R7)	38.4% → 51.8% (R1) (R7)
6	遊休農地解消・ 活用面積	2,000ha (R3~R7)	156.0ha (R3~R7)
7	基盤整備面積	23,040ha → 23,640ha (R1) (R7)	6,148ha → 6,335ha (R1) (R7)
9	需要に応じた野菜 の作付拡大面積	1,000ha (R3~R7)	11.4ha (R3~R7)
10	契約野菜対応型 野菜産地育成数	30地区 (R3~R7)	3地区 (R3~R7)
11	新たに農業の6次産業化 により開発された商品数	250品目 (R3~R7)	20品目 (R3~R7)
15	県産農産物コーナ ー新規設置店舗数	125店舗 (R3~R7)	5店舗 (R3~R7)
17	県がS-GAP実践農場とし て評価を行った経営体数	595経営体 → 2,000経営体 (R1) (R7)	56経営体 → 165経営体 (R1) (R7)
18	スマート農業 技術の導入件数	120件 (R3~R7)	23件 (R3~R7)
20	多面的機能を発揮する共 同活動の実施面積割合 (カバー率)	30.7% → 40.0% (R2) (R7)	33.3% → 38.0% (R1) (R7)

● 北埼玉地域農林水産業振興計画で設定する地域指標

地域指標 番号	基本計画 大柱番号	地域指標名	目標値
1	1	新たな種子生産者の育成	2人 (R3~R7)
2	3	複式簿記の導入組織	10改良区 (R3~R7)
3	4	水田転換作物の栽培面積拡大	1,298ha → 1,700ha (R1) (R7)
4	4	大豆の単収(10aあたり)増加	57kg/10a → 95kg/10a (R1) (R7)